

人事行政の運営等の状況の公表

町の人事行政における公正性、透明性を高めるため地方公務員法第58条の2及び明和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条に基づき、職員の任用、職員数、給与、勤務時間その他勤務条件など人事行政の運営等の状況について、平成27年度の概要を公表します。

平成28年12月5日

明和町長 富塚 基輔

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 採用者数について

(単位：人)

平成27年度採用	職名	主事補	技師補	保育士	教諭	合計
	男	4	0	0	0	4
	女	2	1	3	0	6
	計	6	1	3	0	10

(2) 退職者数について

(単位：人)

平成27年度退職	職名	課長	課長補佐	係長	主査	主任以下	合計
	男	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	3	0	3
	計	0	0	0	3	0	3

(3) 職員数について

(単位：人)

区分	各年度職員の種類				役 職 名													
	4月1日 現在		事務	技能	課長級		課長補佐	係長級		係長代理	主査	主任	主事	技師	主・技補	その他	技能	
					課長	局長		係長	所長等								給食	技手
					男	女	合計	課長	局長								係長	所長等
平成26年度	男	65	65	0	10	1	3	20		3	7	9	7		5			
	女	42	42	0	1					3	19	5	3		3	8		
	合計A	107	107	0	11	1	3	20		6	26	14	10		8	8		
平成27年度	男	65	65	0	10	1	1	20		4	9	7	9		4			
	女	43	43	0	1					3	13	6	6		2	12		
	合計B	108	108	0	11	1	1	20		7	22	13	15		6	12		
増減A-B		1	1	0	0	0	-2	0	0	1	-4	-1	5	0	-2	4	0	0

※その他には、教諭、保育士及び保健師を含みます。

2 職員の競争試験および選考の状況（平成27年度）

（1）職員採用試験実施状況

・一般事務及び保育士	平成27年9月20日	第1次試験（教養試験又は専門試験） 受験者数42名（応募者数52名）
	平成27年10月31日	第2次試験（作文又は実技及び面接） 受験者数24名
・保健師	平成28年3月5日	試験（教養試験、作文及び面接） 受験者数1名（応募者数1名）

3 職員の給与の状況

（1）人件費の状況（普通会計）

	住民基本台帳	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成26年度決算	11,353人 (H27.4.1)	4,544,297千円	786,077千円	17.3%
平成27年度決算	11,435人 (H28.4.1)	5,911,902千円	759,832千円	12.9%

注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

（2）職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	職員数 (A)	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	一人当たり 給与費 (B/A)
平成27年度	90人	329,023 千円	58,639 千円	122,855 千円	510,517 千円	5,672 千円
平成28年度	90人	322,150 千円	55,765 千円	121,719 千円	499,634 千円	5,551 千円

注) 職員手当には退職手当は含みません。

(3) 職員手当の状況

区分	明和町		
期末手当 勤勉手当	(平成27年度支給割合)		
	6月期	12月期	計
期末	1.225月分	1.375月分	2.60月分
勤勉	0.75月分	0.85月分	1.60月分
定年および 勤続退職に係る 退職手当	勤続年数		支給率
	勤続20年		25.55625月分
	勤続25年		34.5825月分
	勤続35年		49.59月分
	最高限度		49.59月分
	定年前勤続退職特例措置		2～20%加算
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 課局長(相当職を含む。) 課長補佐(相当職を含む。) 係長(相当職を含む。)		支給額 62,300円 49,600円 44,500円
管理職員 特別勤務 手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務により 週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の 休日等に勤務した場合 課局長(相当職を含む。) 課長補佐(相当職を含む。)) 係長(相当職を含む。)		支給額 7,000円 6,500円 6,000円
扶養手当	配偶者 配偶者以外の扶養親族 配偶者がいる場合 1人につき 配偶者がいない場合 1人目 ・ 2人目以降 1人につき 満16歳の年度初めから満22歳の年度までの子 1人につき		13,000円 6,500円 11,000円 6,500円 5,000円加算
住居手当	借家(家賃月額12,000円超える)		最高27,000円まで
通勤手当	交通機関支給限度額 交通用具2～60km超までを13区分		月55,000円 月2,000～31,600円
時間外手当	平成27年度 支給総額 職員1人当たりの支給年額		16,483,363円 219,778円

(4) ラスパイレス指数の状況

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
指数	94.4	102.9(95.0)	103.0(95.1)	96.7	96.7

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の、地方公務員の給与水準を表します。なお、平成24年度及び25年度は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律による給与減額後と減額前（参考値）で表しています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等について

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間を除く、1日当たり7時間45分勤務。週38時間45分勤務。)
週休日	土曜日および日曜日
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日および、年末年始 [12月29日から翌年1月3日までの日(1月1日を除く。)]

※勤務時間等については、勤務場所により一部異なります。

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇	1年につき20日間付与／新規採用職員は15日間付与(4月1日付け採用) 平成27年の職員平均取得日数は6.0日
病気休暇	負傷または疾病のため療養をする必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。公務による負傷、疾病に該当する場合は、医師の証明などに基づき必要な期間、私傷病に該当する場合は90日与えることができる。平成27年度の30日超の病気休暇取得件数は3件。
特別休暇	結婚、出産、忌引など特別の事由により、勤務しないことが相当である場合の休暇。
介護休暇	職員が配偶者、父母、子等の負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障ある人の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇。平成27年度の介護休暇取得件数は該当なし。
育児休業	職員は3歳に満たない子を養育するため、3歳に達する日まで育児休業をすることが出来る。平成27年度中に育児休業を取得した職員は1名、育児休業承認期間が1年を超え2年以下の職員は2名。3年以下の職員は1名

5 職員の分限および懲戒処分の状況（平成27年度）

- (1) 分限処分者数 なし
- (2) 懲戒処分者数 なし

6 職員のサービスの状況

地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治行為等の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

7 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修

地方分権時代の到来により住民ニーズの多様化、複雑化する中で時代の変化に対応して効果的な行政運営と創造的な政策づくりを推進していくための職員能力向上のため、下記の研修を実施した。

①研修所（合同）研修

- ・群馬県町村会及び群馬自治研修センターの実施する研修
（新規採用職員研修、一般職員研修、係長研修、課長研修、その他研修等）

②課局研修

- ・新規採用職員研修
- ・専門事務研修

③派遣（交流）研修

- ・他市町村合同（交流）研修

(2) 勤務成績の評定

職員の日常の勤務状況をきめ細かく把握し、これを職員の指導および監督上の指針とするなど、人事管理上の公正な基礎資料作成のために実施した。

評価の対象者	全職員
評価者	管理職…町長 管理職を除く職員 第1次評価者…所属長 第2次評価者…副町長 最終評価者…町長
評価結果の利用	評価は業務評価と意識評価により、上記評価者が評価をする。評価の結果については、昇給、昇格及び勤勉手当に反映する。

8 職員の福祉および利益の保護の状況（平成27年度）

（1） 福利厚生制度に関する状況

区 分	受診者数	内 容 な ど
人間ドック	75人	医療機関などが実施する総合検診 （1泊2日又は日帰り）
脳ドック	5人	医療機関等が実施する検診
定期健康診断	27人	町が実施する一般検診

（2） 公務災害補償制度

加 入 団 体	災害件数
地方公務員災害補償基金群馬支部	0件

（3） その他福利厚生の状況（職員互助会への助成金額）

項 目	金額等
①職員互助会に対する助成金額	0円
②会員による掛金等の額	2,065千円
③公費負担率 ①／(①+②)	0%
④会員一人当たりの補助金額 ①／会員数	0円

9 公平委員会に係る業務の状況

（1） 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし

（2） 不利益処分に関する不服申し立ての状況 該当なし